<u>/-</u>	上 活	<b>S</b> 困窮者住	居確保	給付金	金支給申記	清書(	則第11条	第1項	第1号の規	定に	よるラ	支給]	)
	フ	リガナ											_
(	D氏	名											
②生年月日					西暦		年	月	日	満(	<b>(</b>	) 点	裁
(	3)電	話番号											
		次の1.又は2				当する数字	を○で囲んだう	え、該当する	方に記載)				
	1.	離職又は則第	3条第1	号に規定	定する場合							1	í
		離職等の時期離職等した事	業部										
	2.	則第3条第2		する場合	<del></del>								ļ
		給与その他の業	務上の	, = ,,,									
		収入を得る機会 の状況	の減少										
	5	雑職等前に世		を主とし	して維持して	こいたこ	こと又は申	請月に	おいて維持	寺して	いる	こと	
		離職等前の雇用 等、世帯の生計											
		にかかる状況			Toolers								
		欠の1. 又は2 住居を喪失し			亥当している	522	いずれか該当す	る数字を○	で囲んだうえ、該当	当する方に	こ記載)		
	1.	住居を喪失し											1
		喪失した住居の											
н		現在の状況											
申立	2.	住居を喪失す	るおそれ	がある、	こと								
事		現在の住所											
項		住居の家主等											
		喪失するおそれ											
		る住居の家賃箱 現在の収入状況											}
		居喪失のおそれ											
		理由、状況等	<b>建</b> 北 1. 🖃	⊕ III•+	出た日子フュ	تاریخ ک	ロファッマギ い	5 人 <i>k</i> かユ:	* 1. 4. 1.	1 - +	ファ	1.	l
		申請者及び申 	請有と回	一の世紀	市に属す るる	〒004又 <i>)</i> 	へ及 い預算	「金寺ル	一次のとおり	) ( 8	かるこ	۲	Į
		氏名											
		続柄	本	人							合計		
		生年月日											
		収入(月額)		円		円		円	円			円	
		預貯金等		円		円		円	円			円	
		※申請日の属する か月間の平均収力							るときは収入 <i>0</i>	つ確定し	している	直近	3
	- 記	の申立事項に相	- <u>-</u>	<b>訓第13</b> 名	その規定によ	り い い に に に に に に に に に に に に に	要書類を派	ラで住	居確保給付金	全の支	「給を目	自請	] ,

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請し ます。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦 年 月 日

滝 沢 市 長様

申請者氏名

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

### (注 意 事 項)

1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を 受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要 があります。

ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況に つき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関 若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に 対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を 中止します。
- 7 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

#### (用語)

「法」とは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等(都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村)をいいます。

「特定地方公共団体」とは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいいます。

「職業紹介事業者」とは、職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。 住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

## 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就 労支援を受けること
  - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
    - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
    - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
  - ・則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を 行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者
    - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
  - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく 取組を行う
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治 体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 □ 再支給の申請ではない(過去に則第11条第1項第1号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない)
  又は、
  □ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
  従前の支給期間 年 月 ~ 年 月
  再支給の申請までに □常用就職をした
  □給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

## 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から 2年を経過した場合
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若 しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関 係者に報告を求めること

また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること

4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から 情報を求めること

年月日 滝沢市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所申請者氏名

# 当初申請時

- ① 添付書類
  - 1本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、 住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責め に帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同 等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資產関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

- ② 追加確認書類等
  - 1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者)

公共職業安定所から付与された求職番号 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

2 経営相談先の記載(則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者) 経営相談先の名称

- 3 入居(予定)住宅関係書類
  - (1) 住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)

(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者 クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等) ※(3) は、自治体の求めに応じて、ご提出ください

# 入居住宅に関する状況通知書

(不動産仲介業者等記載欄)

		賃貸している住宅に を有しないことの研				要に応し	ごて暴力	団員等と関	係	
を		認につき、自治体が	『官公署から情報	を求めることを	同意します。	)				
	滝沢市長	様				年	月	日		
			(商号又は	名称)		•	. •	•		
			フリガナ (代表者名							
			(所在地)	=						
			(布計訂采旦)							
			(担当者等) 氏名 所属							
			電話番号				~			
				する場合は、氏名	、所在地、電	話番号の	みを記載	えして下さい。		
/見.+	- 国民燃 1、眼 <i>伝ナ</i> - 七 1	<b>-</b>	※免許証番号	は、宅地建物取引	事業者のみ記	載してく	ださい。			
		ないことの確認事項) 載の「暴力団員等と関	係を有する不動産の	中介業者等」でなり	いこと					
	者について									
	フリガナ									
	氏名								-	
	生年月日		年 月 日							
	<u> </u>									
	同居状況		単 :	身 ・ 複	数(  /	名)			-	
	入居開始年月日	3	年 月 日	( 年	月日まで	での	月日	間)		
入居	している賃貸信	主宅について								
	名称									
	所在地									
	月額家賃				円					
<b>%</b> 1							<u>~</u>			
	収入に応じた額と	:する。 D対象となる賃貸信	亡字の契約につい	てけ 供物供	宏注に トロ	<b>促灌</b> (	ひ針色で	かる賃貸	<b></b>	
	契約及び定期賃貸		E-LV/ <del>大</del> ががこ フV	・ては、旧地田	外仏により、	小吃吃	フ <b>X</b> ]多C	. (4 (3 貝貝)	Ħ	
<b>※</b> 3	共益費・管理費は	住居確保給付金の								
	定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、入居開始日から契約満了							<b></b>		
	日までの期間を記	., - , -	24/1/1				-17	Colol	,	
	5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに									
	係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかに チェックすること。							<b>-</b> (/∟		
	なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。									
	□ 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法								法	
	に限定している。									
	□ □座振込又/	はクレジットカー	ド払い等とする	<b>らことができる</b>	が、途中変	で更がて	ごきない	<b>,</b>		
	□ 口座振込に	変更することがで	きるが、変更ヨ	続きに時間を	要する(〇	月から	変更可	<b>丁能</b> )		
振込	.口座									
	住居確保給付	貸主又は貸主か	フリカ゛ナ							
	金の振込先	ら委託を	口座名義							
		受けた事業者	金融機関名						]	
		の振込口座	支店名							
			口座種別		普 通 •					
			口座番号							

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- ○私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定 所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に 規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議 会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- ○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれる ことにより、私への支給となることについて同意します。

# 【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 〇以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託 を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- ○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- ○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速や かに提出することに同意します。

住居確保給付金の	貝旧八	フリカ゛ナ	
振込先	の振込口座	口座名義	
		金融幾関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年

氏名 住所 電話番号

## (注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を滝沢市社会福祉協議会(自立相談支援機関)に提出してください。

### (暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の 威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の 維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用 するなどしている不動産仲介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕